中労委、昭46不再９・10、昭47.11.１

命　　令　　書

（不再）第９号事件再審査申立人　　株式会社中日新聞社

（不再）第11号事件再審査被申立人

（不再）第10号事件再審査申立人　　株式会社東京新聞社

（不再）第11号事件再審査被申立人

（不再）第11号事件再審査申立人　　東京新聞労働組合

（不再）第９･10号事件再審査被申立人

同、同　　X_1

同、同　　X_2

同、同　　X_3

同、同　　X_4

同、同　　X_5

同、同　　X_6

主　　文

１　初審命令主文第４項および第５項を取消す。

２　その余の各再審査申立人の申立を棄却する。

理　　由

第１　当委員会の認定した事実

１　当事者等

⑴　昭和46年（不再）第９号事件再審査申立人、同第11号事件再審査被申立人株式会

社中日新聞社（以下「中日」という。）は、肩書地に本社を、また東京には東京本社を、大阪には支社を、その他に支局 18、通信局、部 94 を置き、日刊紙「中日新聞」および「東京新聞」等を発行する会社で、後記のように東京新聞社から営業を譲り受けた後の従業員数は約 3,950 名である。

⑵　昭和 46 年（不再）第 10 号事件再審査申立人、同第 11 号事件再審査被申立人株式会社東京新聞社（以下「東京新聞社」または「会社」という。）は、日刊紙「東京新聞」を発行していた会社で同 41 年７月初審教済申立て時の従業員数は約 1,000 名であったが、後記の事情によって同 42 年 10 月１日会社は東京新聞の発行権を含む営業を中日に譲渡した。

なお、会社は現在肩書地において従業員３名をもって不動産の管理、保険代理業務、観光あっせん等の事業を営んでいる。

⑶　昭和 46 年（不再）第 11 号事件再審査申立人、同第９号および第 10 号事件再審査被申立人東京新聞労働組合（以下「組合」という。）は、会社従業員をもって組織されていたが、その後東京新聞社から中日に営業譲渡されてからは、組合の組合員で中日に採用された者と本件X_1ら４名をもって組織され、現在の組合員数は 105 名である。

昭和 46 年（不再）第 11 号事件再審査申立人、同第９号および同第 10 号事件再審査被申立人X_1、同X_2、同X_3、同X_4、同X_5、同X_6らは、組合の組合員で、X_1は昭和 38 年８月以降現在まで組合執行委員長、X_2は同 39 年９月から現在まで組合副委員長、X_3は同 39 年８月から現在まで組合書記長、X_4は、同 39 年８月から同 43 年８月まで組合青年婦人部書記長、現在副書記長であり、X_5は同 39 年９月から同 42 年まで組合執行委員、X_6は同 39 年９月から同 42 年８月まで組合青年婦人部長、同 42 年８月から同 45 年２月まで組合の会計監査であった。

なお、同人らはいずれも東京新聞社の従業員であったが、X_1、X_2、X_3、X_4の４名は昭和 42 年７月 30 日付をもって後記理由で懲戒解雇され、X_5、X_6は懲戒休職処分に付された。しかしX_5、X_6両名は同 42 年 10 月１日会社が中日に営業譲渡をなしたことにともなって同日付で中日に採用されている。

2　昭和 39 年春季闘争以前の労使関係

－中日資本の導入と労使関係－

⑴　社団法人「東京社」は東京都千代田区内幸町の社屋で日刊紙「東京新聞」の発行を営んでいたが、新聞業界の競争激化とともに昭和 31 年頃から経営が困難となり、経営難打開のため、外部から融資を受ける必要を生じ、同 36 年 10 月１日その財産を現物出資することによって資本金５億円の株式会社東京新聞社を設立した。

その後、業績が好転しないため、会社は同 37 年１月希望退職者を募ったところ 42 名の退職者があり、翌 38 年１月には幹部クラス 31 名の勇退を求めるなどしたが再建策は遅々として進まなかった。そこで、会社はそれまでにも中日から援助を求めることについて下交渉をしていたが、さらに同社と話合いを進めた結果、中日は、会社に対し、資金面および業務面にわたって援助することになり、同 38 年 10 月 24 日会社・中日間において業務提携の仮協定が締結され、その内容が翌 25 日それぞれ両社で公表された。そして同 38 年 11 月 20 日の会社臨時株主総会において中日との業務提携等に関する議案が承認された。

なお、同 38 年 10 月末における会社の累積欠損額は７億４千万円、回収不能の売掛金等の不良資産は５億円となっていた。

上記業務提携の内容は、会社は資本金を 10 億円に倍額増資し、増資分５億円を中日が負担すると同時に会社の株主である社団法人東京社の持株１億円を中日に譲渡する。これによって中日は会社の株式の 60％を取得するということを骨子として

①　通信提携については、会社、中日の取材体制ならびに通信網を活用して中日との提携各社を含めニュースおよび記事の交換をする。

②　販売提携については、中日が東京で発行しているスポーツ紙「東京中日新聞」を東京新聞社の阪売網に乗せる。

③　広告業務の提携については、中日は東京で一般紙を発行していないので、全国向け広告の集稿については朝日、毎日、読売の中央３紙に比し必ずしも有利とはいいがたい。そこで「中日新聞」「東京新聞」併載による集稿の強化をはかる。

④　事業その他の提携については、各種事業の共催等による「中日新聞」および「東京新聞」のイメージアップ、その他資材の共同購入によるコストダウン等を両社の発展に寄与する範囲で行なう。

等を内容とするものであり、これにともない、前記臨時株主総会では会社首脳陣の異動が決定され、その結果、社長の交替をはじめとして下記のように取締役15名中９名（うち７名が中日と兼任）が、また局長７名中５名が中日出身者で占められるに至った。

氏名	東京新聞社における役職	出身別		前職
		東京	中日	
B1	代表取締役　会長	○		東京新聞社社長
B2	代表取締役　社長 （中日代表取締役と兼任）		○	中日代表取締役社長
B3	代表取締役　副社長 （中日専務取締役東京支社長と兼任）		○	中日専務取締役 東京支社長
B4	取締役　財務担当	○		取締役経理局長
B5	取締役　工務局長	○		取締役工務局長
B6	取締役　主幹兼記事審査委員長	○		取締役主幹兼記事審査委員長
B7	取締役　総務局長	○		取締役総務局長
B8	取締役　論説委員長	○		取締役論説委員長
B9	取締役　販売局長		○	中日販売局次長
B10	取締役　編集局長		○	中日東京支社編集局長
B11	取締役　広告局長 （中日東京支社広告局長と兼任）		○	中日東京支社広告局長
B12	取締役 （中日専務取締役と兼任）		○	中日専務取締役
B13	取締役 （中日常務取締役と兼任）		○	中日常務取締役
B14	取締役 （中日常務取締役と兼任）		○	中日常務取締役
B15	取締役 （中日常務取締役と兼任）		○	中日常務取締役
B16	監査役	○		監査役
B17	監査役		○	中日取締役
B18	監査役		○	中日経理局長
B19	企画室長兼経営会議事務局長		○	中日企画室調査役
B20	経理局長		○	中日経理局次長
B21	編集総務（局長待遇）	○		編集局長
B22	編集総務（局長待遇）		○	中日東京支社編集局次長

上記のほか機構改正を行ない、社長の諮問機関として経営会議が新設され、また財務担当、企画室、秘書課は社長直属とされた。会社は、新経営陣を決定した上で再建

５ヵ年計画を策定して業務全般について合理化を進めることとし､同 38 年 12 月 30 日には東京都品川区港南に用地を買収して新社屋の建設に着手した。

⑵　これより先昭和 38 年８月 22 日Ｘ1委員長ら組合執行部は、上記の会社の経営変革を予想していたので、これに対する組合の基本的な姿勢として、会社に対して経営に関する３条件（以下「３条件」という。）として

①　人員整理は認めない。

②　一方的な人事異動、機構改革にともなう一切の労働条件の低下は認めない。

③　会社と組合が取り決めた現行の諸協定をはじめとする一切の労使慣行はそのまま存続する。

との申し入れを行なっていた。

これに対し会社経営陣は当時何らの回答もできなかったが、前記の通り中日の経営陣が会社役員となってからの昭和 38 年 12 月６日にいたり、年末一時金妥結の団体交渉の席上、Ｂ3副社長から上記３条件を承諾する旨、口頭による回答があった。

⑶　さらに昭和 38 年 12 月 27 日、組合と会社は業務提携にともなう事前協議制の確立について「組合員の労働条件に重大なる影響を及ぼす基本的事項に限る」との了解のもとに

①　業務提携の計画策定および実施に関して会社と組合は事前に協議する。

②　将来会社が機械設備を更新もしくは、新設する場合会社と組合は事前に協議する。

との協定（以下「38.12.27 協定」という。）を締結した。

⑷　会社は、昭和 38 年 12 月から翌 39 年１月にかけて局部長の異動を行なったが、この頃から組合と会社との団体交渉は形式化し、団体交渉の席上では、会社と組合間には実質的討議が行なわれず、会社側交渉員はいわば単なる窓口にすぎない観を呈し組合から不信を買うようになり、また、従来からの労使慣行となっていた職場交渉にも応ぜず、したがって職場における組合活動が制約されることになった。

⑸　昭和 39 年１月 20 日会社は、「当面現在の 12 頁を２月１日から 14 頁にする。」との建頁の変更を組合に申入れた、組合はこれに対して「建頁の変更は、臨時の増頁と違

って、たとえ２頁でも恒久的な作業量の増加である。……２月 22 日までに本問題について労使間で話合って必要な人員確保などに関して協議したい。」旨の申入れを行なったが、会社は、すでに販売店に実施日を知らせてあるとして、本問題について組合との協議が整わないまま建頁の変更を実施した。

3　昭和 39 年春季闘争における労使関係

－会社職制らの組合員に対する言動等－

⑴　昭和 39 年３月組合は会社に対し 6,300 円の賃上げを要求したが、会社は第１次回答の予定日である３月 30 日直前の 28 日、組合に対して、工務局を中心とする製作関連職場の細分化と職制の増員を行なうとの申入れを行なった。組合は本申入れに対して、「３条件」および「38.12.27 協定」の趣旨に基づき団体交渉による協議を申入れたが、会社はこれを無視して 31 日この機構改革にともなう人事を発令した。

⑵　組合が賃上げ闘争に入った４月から会社は、職制にカーキ色のジャンパーとズボン、戦闘帽を着用させ、また、社内の職場に縄をはり、入口にシャッターをつけ、通路には木の柵を設けたりした。

なお、この頃から工務局、自動車部の一部に執行部批判の動きがみられるようになって、下記のような職制らの組合員に対する言動が行なわれた。

①　組合が闘争体制に入った４月中旬頃、B_{23}工務局印刷部鉛版第二課長待遇は、同課所属の組合員であるC_1、C_2、C_3の私宅を訪れ、同人らに「闘争ばかりする組合は駄目だ、健全な組合を作らなければならない。」とか、さらにC_3に対しては「職場で誰が信用できるか。」などと言った。

また、同課長待遇は２、３日後の勤務時間中に会社鉛版作業場でC_3に対し「C_1も信用できる。何かあったらC_1と同じ行動をとれ、彼にまかせておけば間違いない。」と述べた。

②　B_{23}課長待遇は５月 20 日頃C_1に対して批判グループ拡大のための資金として 2,000 円を渡し、C_1はそのあと社外の喫茶店で鉛版課所属の組合員A_1に対して批判グループに入るよう働きかけた。

③　5月 29 日頃組合員の一部が闘争指令返上書を組合に提出した。６月１日には鉛版第二課においてもＣ1、Ｃ2、Ｃ3のほか、Ｃ4係長およびＣ5係長らも同返上書に署名して組合に提出した。Ｂ23課長待遇は、６月下旬から７月上旬頃Ｃ1ら５名を「さくら旅館」に呼び、Ｂ24工務局次長も同席して酒食等を供応した。

④　Ｃ1は、７月下旬の勤務終了後Ｂ23課長待遇に呼ばれ、新橋の飲み屋「はいろう」に行き、しばらくするとＢ24次長もきてＣ1に対して「混乱期に一生懸命やってくれた労をねぎらいたい。」として額面 3,000 円のギフト・チェック５枚をＣ1、Ｃ3、Ｃ5および鉛版第二課のＣ6の分として手渡した。

4　昭和 39 年末一時金闘争

⑴　昭和 39 年 11 月６日Ｂ3副社長は、組合に会見を申入れ、常設協議会の設置と新勤務ダイヤ編成の２提案（以下「２提案」という。）を行ない協力を要請した。他方、組合は同月９日一時金の要求書を提出し団体交渉を申入れた。そこで、11 月 13 日一時金についての団体交渉が翌 14 日には２提案についての団体交渉が、それぞれもたれた。以後一時金と２提案問題に関し別々の団体交渉が重ねられた。その間、会社は同月 20 日には常設協議会の具体案を、同月 26 日には新勤務ダイヤ編成に関する具体案を提示した。

常設協議会の具体案の内容は、①賃金以外の労働条件については常設協議会で話合うこと、②話合いの内容については一方が禁止すれば公表できないこと、というものであり、また、新勤務ダイヤ編成については工務局文選、植字、鉛板、輪転の各職場の勤務ダイヤを大幅に変更して製作工程の流れを円滑化し紙面をよくするというものであった。

この提案に対し組合は、常設協議会については会社が交渉内容の公表を拒否した場合は、労働条件に関する交渉が秘密交渉の性格をおびることとなり、団体交渉権ないし組合活動の権利を制限することになる旨主張し、さらに新勤務ダイヤは、例えば文選課の二番勤務の場合（午前 10 時出勤、午後９時半帰りで、このシフトには３時間の超過勤務が組みこまれている。）では１時間 35 分の手待ち、版待ち時間が削減され、

また一斉休憩が時間差休憩となるので、職場全員の話合いの場としての「職場懇談会」（就業時間外の集会をいう。以下同じ）の時間は完全になくなるとして、会社の提案はいずれも組合として受け入れることはできないとの態度を表明した。

⑵　11 月 25 日には、会社は、年末一時金要求について一律 10,000 円プラス基準給 2.5 ヵ月の第１次回答を、さらに同月 30 日には一律 11,000 円プラス基準給 2.55 ヵ月（組合員平均 76,025 円）の第２次回答を行なったが、この席上、会社は前記２提案を実施しなければ銀行融資がうけられない、として「この第２次回答は２提案と同時解決することが条件である。」との考え方を述べた。これに対し組合は、一時金と２提案問題はその性質が異なるものであるとして分離交渉を要求したが、会社はあくまで同時解決であるとして対立した。

⑶　12 月３日会社は、年末一時金問題に関して情勢分析を行なった結果、

「会社は今回の団体交渉に関し、内部情勢とは別に外部情勢が昨日夕刻以来急激に変化し、緊急事態が予想されるに至ったので、副社長が５日中日の会議に臨む態度と社内対策につき本日午前と午後にわたり長時間協議の結果、つぎの態度を決定した。

１．12 月３日午後５時を期し、副社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、事態の収拾に当たる。

２．年末賞与に関しては昨日組合に申し入れた態度について確認する。

３．製作工程の流れを円滑化する会社提案は年末賞与と同時に解決する。

上記の目的を達成するため会社は重大決意をもって万般の対策を講ずる。

４．場合によっては近日中非常事態を宣言することもある。」

との会社の態度を決定し、これを「労務資料」に掲載し各職制らに配布した。

⑷　他方、12 月５日組合は、スト権を確立し、同月７日の団体交渉に臨んだが、会社は、「２提案は第２次回答の条件ではなく、一時金の条件である。同時解決以外には来年１月末になろうとも一時金は支払わない。」と主張したので、組合は、再度一時金と２提案の分離を求めるとともに、同月７日会社にスト通告を行なった。そして、翌８日から編集外勤７職場における２時間の第１波ストを始めとして、時限スト、部分スト、

指名ストを行なった。

⑸　12 月 1 日会社は、工務局に係長代理制度を新設するとともに、職制らによる組合員に対する下記のような言動が同月 17 日の組合分裂前後を通じて集中的に行なわれた。

①　12 月 1 日頃Ｂ19工務局長（労務担当補佐）は工務局の係長らとともに全新任係長代理を工務局会議室に集合させ、「これからは会社の職制になったことだから、会社側のことも考えて行動をとってもらいたい。」と挨拶した。

②　同月 7 日午後 6 時半頃工務局輪転課長待遇Ｂ25は、同課の組合員であるＡ2係長代理を一階の同課事務室へ呼び、「組合の闘争指令にもとづく行動をとる際は係長代理として慎重かつ良識ある行動をとって欲しい。闘争指令返上者に対し、組合は除名するといっているが、組合は除名しても、会社は身分を保障するから心配ない。われわれは組合に使われているのではない。その辺をよく考慮してほしい。」と言った。

③　同月 11 日午後 5 時頃、工務局印刷部副部長待遇Ｂ26と同部鉛板課長Ｂ27は組合員で鉛板課係長であるＣ7と同課係長代理であるＡ3を 4 階社長室に呼び「君たちだからいうのだが鉛板以外の職場では、すでに東京労組を脱退する決意をかためている人が大勢いる。君たちも将来を考えて、これから良識ある人たちとともに行動をおこして、東京労組と別れたほうがよいのではないか。」と言った。なお、この直後Ｃ7は組合を脱退している。

④　また、同日午後 4 時半から 5 時頃の間に、会社理事室で、編集局写真部の緊急部会が開催されたが、同部会には同部長心得Ｂ28と同部製版課長Ｂ29が出席し、同部撮影、修整、製版各職場の約 30 名の組合員らに対しＢ28部長心得は「私は不当労働行為といわれてもあえていう。きみたちは勇気をもって行動してほしい。具体的には説明しない。しかし社はそういう勇気を示してくれる人については責任をもつ。」とか「部長と部員が対決したくはないが近いうちにそのようなことがあるかも知れない。」などと述べ、Ｂ29課長は「私は社の 2 提案は当然じゃないかと思う。自分の良心と良識をもって考えてほしい。」と言った。

⑤　12 月 21 日工務局技術部副部長兼庶務部副部長Ｂ30は、工務局談話室において輪転課所属の組合員Ａ4に対し勤務中である午後１時 30 分頃から約１時間にわたって「係長、係長代理が第２組合へ行ったことについてみんなどういうことをいっているか。君はどう考えているか。」と質問し、さらに「君が第２組合に来ればほかの人が１段１段階段を登るようにえらくなるのに、２段も３段も多く出世できるから第２組合へ来ないか。」と言った。

⑥　同月 28 日Ｂ30副部長は、輪転課の組合員であるＡ5、同Ａ6およびＡ7ら３名の係長代理と社外の喫茶店や飲み屋で酒席をともにしながら「中日の経営者が信用しているのは東従労である。信用されている組合に入った方がいい。」とか「君たちはこんど係長代理になったが､管理職だから考えて行動してもらいたい。」などと言った。

⑹　12 月 11 日会社は、組合に対し口頭で組合費のチェック・オフ停止を申入れ、翌 12 日付文書をもってチェック・オフ停止の通告を行ない、12 月分からのチェック・オフは停止された。チェック・オフについては、会社は、昭和 25 年頃から同 32 年６月 21 日労働協約が締結されるまでは、組合の要請に基づいて時には中止することもあったが、おおむねこれを行なっており、労働協約にチェック・オフ条項が設けられて以降は毎月行なっていた。

また、同年６月労働協約が失効した後も、同協約付属覚書の趣旨と同年７月組合と会社間の「新たな労働協約が締結されるまでの間、旧労働協約の精神を尊重する。」との確認に基づきチェック・オフは続けられていた。

⑺　同月 15 日午後６時から組合は一時金についての団体交渉の報告集会を開催することを決定した。集会を前に、すでに指名ストに入っていたＸ5とＸ4は組合の指示に基づいて編集局などを巡回し「ただいまから団交報告集会を開きますから待機中の組合員は全員３階大会議室に集合して下さい。」とマイクを使って組合員に伝達するとともに、一時金について組合と同じように抱き合せ提案がなされていた徳島新聞社の労組が勝利した旨のプラカードを揚げ、さらに、Ｘ4が「徳島労組が勝利しました。」とマイクを使って呼びかけた。その際、編集局庶務部長待遇Ｂ31およびＢ28写真部長心

得からマイクを使用しないよう注意されたが、特にトラブルもなかった。なお、マイクの使用は職場の雑音の関係もあって従来は黙認されていた。

⑻　同月 17 日会社は、非組合員に一時金を支給した。

また、同日夕方から東京都港区芝の「大門旅館」で組合員約 100 名をもって東京新聞従業員組合（以下「東従労」という。）の結成集会が開かれ、翌 18 日その旨を会社に通告するとともに、組合に脱退届を提出した。そして同日会社と東従労との間で団体交渉がもたれ、東従労は会社の前記２提案と一時金についての第２次回答を受諾したので、会社は翌 19 日東従労所属の組合員に対し一時金を支給した。

なお、会社は東従労結成と同時に３階総務局と企画室に隣接する小会議室を東従労の書記室として貸与した。

⑼　12 月 24 日組合は、15 日に団体交渉を行なって以来事態が進展しないので東京都地方労働委員会（以下「都労委」という。）にあっせん申請を行なったが、会社はこのあっせんには応じなかった。

⑽　同月 26 日組合は編集局、工務局での時間外集会と部分スト、時限スト、指名ストによる「職場集会」（就業時間中の集会をいう。以下同じ）を開いた。すなわち、工務局では文選、植字の両課が午前零時 25 分から５分間、輪転、鉛版の両課では午前零時 45 分から 30 分間、植字、文選、解版の各課では午後３時 30 分から 15 分間の各時限ストによる職場集会を開いた。また、X_4の所属する文選課では上記のほか、午後２時から 15 分間、午後３時から 30 分間、それぞれの一斉休憩時間を利用して職場懇談会を開いたが、X_4は同月 25 日午前 11 時から 26 日午後 11 時 50 分まで指名ストに入っていた。

⑾　会社は、12 月 26 日付社報を発行し全従業員に配布したが、それには「いまわが社には何かがおしよせているような気がしてなりません。ある国を訪問するに際して“私はいま祖国に帰って来たような気持です”と言ったとかいう人の思想によって従業員がかりたてられようとしているのです。ある会合では“われわれ闘争委員会は党の……”と言ってあわてて言い方を変えたと聞いています。これでは、会社がいくら努力して

も、まことに残念ですけれども、この紛争は長びく恐れが多分にあります。」とか「春闘で３ヵ月、こんどがすでに２ヵ月、１年のうち５ヵ月も闘争では、どうして会社がよくなるでしょうか。……内部のある人、外部の責任を持たない人の扇動にのることなく、皆さんの客観的批判の上に立った良識ある行動を心から期待します。」などと記載されていた。

⑿　12 月 26 日組合は、闘争委員会の基本方針として「年末一時金の年内解決のため全力をあげる、会社の挑発に絶対のらず、たとえ殴られても殴り返さないこと。会社がいろいろ考えているデマ宣伝にまどわされず、一笑に付すだけでなく、大抗議行動をおこす。」旨記載した組合新聞「推進」を組合員に配布した。

⒀　12 月 28 日の団体交渉で組合は、２提案のうち、新勤務ダイヤに対する組合案を提示したが、会社側と対立したまま物別れとなった。

⒁　12 月 29 日午後９時頃局面を打開するため、中日の東京支社長室でＢ３副社長と組合のＡ８、Ａ９、Ａ１０の３闘争委員との間で会談がもたれたが、その際組合側から「組合は早急に争議を解決したいと考えている。」と述べたところ、Ｂ３副社長は「最終回答は重役会の決定であり、副社長の権限では動かせない。勤務ダイヤの変更については実施時期を１月４日ないし 10 日まで延ばすことは考慮してもよい。」と言った。さらに副社長が、「組合が希望するなら争議に関する処分を一切しないという覚書をとり交わしてもよい。」と言ったのに対し組合は、「会社側が不当労働行為と組合つぶしをやめるべきである。」と主張し、結局労使双方の責任不追及の問題は合意に達しなかった。

⒂　同月 28、29 日の両日組合は、年末一時金闘争の収拾について会社３階大会議室で全員集会を開催した。ついで翌 30 日早朝の闘争委員会において前日の全員集会の討議にもとづいて会社の前記２提案を含む第２次回答を受け入れて事態を収拾するとの方針を打出し、さらに同日午後の中央委員会において一時金問題を闘争委員会の方針の方向で収拾する旨の機関決定を行ない、会社と打合せた結果、31 日午前 10 時に年末一時金協定とそれにともなう了解事項についてそれぞれ調印する旨の了解が成立した。

また、上記中央委員会において、今後の組合の方針として年末一時金闘争において会社が行なったチェック・オフの停止、組合脱退工作などの不当労働行為は法廷闘争で決着をつける。中日資本の合理化攻撃に対し労働者の真の団結を固め、さらに職場間、工務、編集の共闘を強める等の態度を決定した。

⑯　同月 29 日には編集局所属の約 30 名の組合員が組合を脱退し、東京新聞有志会を結成した。なお、同会は翌昭和 40 年３月８日東京新聞社員有志会労働組合（以下「有志会」という。）に発展し、その後同 41 年２月９日、東従労と有志会は、両組合のいずれにも属さない一部従業員を含めて全東京新聞労働組合を結成している。

⑰　昭和 39 年 12 月 31 日午前 10 時すぎ、X_3書記長は組合を代表して会社３階の総務局長席に一時金についての協定調印のために行ったところ、人事部長B_{32}、企画室次長B_{33}が在席していた。そして年末一時金協定書に調印する段階になってB_{32}人事部長は、①会社は今回の争議に係る組合員の処罰は一切これを行なわない。②組合は昭和 39 年 12 月 30 日付協定書（昭和 39 年年末一時金に関する協定書及び了解事項）に関する異議はもちろんのこと争議に係る法律上の一切の争いを起さない。との覚書き（以下「39.12.30 覚書」という。）にも同時に調印するよう求めた。これに対し、X_3書記長は「こんな覚書き（39.12.30 覚書）を結ぶ約束はしていない。」として協定書のみの調印を要求した。これに対し、同部長は「29 日の組合代表とB_3副社長との会談で了解がついていると聞いた。B_3副社長から指示されているので困る。」と主張したので、結局、あらためて午後零時 30 分から副社長室で話合うことになった。

⑱　同月 31 日午後零時 30 分頃X_3書記長が副社長室へ赴きB_7総務局長、B_{19}工務局長、B_{32}人事部長、B_{33}企画室次長らに対し「組合で再調査したけれども、三闘争委員とB_3副社長会談の席上、「39.12.30 覚書」にある内容の約束はしていない。組合は 30 日の闘争委員会で、年末の会社の不当労働行為を提訴することをきめている。」と述べた。これに対し会社側は「協定書と覚書（39.12.30 覚書）に同時調印すること。そうでなければ、一時金は支払わない。」と主張した。

会社の覚書（39.12.30 覚書）の内容はつぎのとおりである。

「　　覚　　書

株式会社東京新聞社と東京新聞労働組合は年末一時金と常設協議会設置および製作工程円滑化のため工務局新勤務ダイヤ実施についての争議を解決するにあたり、本日左記の通り協定した。

記

１．会社は今回の争議に係る組合員の処罰は一切これを行なわない。

１．組合は昭和 39 年 12 月 30 日付協定書に関する異議はもちろんのこと争議に係る法律上の一切の争いを起さない。後日のため本覚書元本弐通を作成し各壱通宛保有する。

昭和 39 年 12 月 30 日

株式会社　東京新聞社

代表取締役　B_{2}

東京新聞労働組合

執行委員長　X_{1}　　」

このため組合は、午後２時半頃から緊急闘争委員会を開催し、「39.12.30 覚書」は組合の提訴権を封ずるものであるとして、会社に対して「39.12.30 覚書」を撤回し、ただちに一時金を支給するよう求め、午後５時までに会社が態度を変えない場合は、組合は収拾の方針を白紙に戻すとの方針を決定し、その旨午後４時頃会社に通告した。組合は会社への通告に先立ち午後３時から職場放棄を指令し、編集局社会部周辺に組合員約 150 名を集めて集会を開催した。そこでX_{1}委員長、X_{2}副委員長、A_{10}、A_{8}の闘争委員らはマイクを使用して経過報告と闘争委員会の方針について伝達を始めたが、このとき政治部の職制らから注意されたのでマイクの使用を中止した。この間の社会部での集会は約 20 分程度で終り、そのあと引続き３階大会議室で約 25 分間集会を開き散会した。

なお、当時社会部では職制を除いてほとんど全員が組合の組合員であって、この集会に参加しており、同部で業務を行なっていたのはB_{34}社会部長およびB_{35}社会部副

部長待遇の２名であった。

⑲　組合は、同日午後５時になっても会社から「39.12.30 覚書」についての回答がなかったので、午後５時５分頃「全組合員は 12 月 31 日午後５時６分以降職場を放棄し２階の工務局活版部に集合、時間内職場集会を開け」との闘争指令を発し、約 200 名の組合員を２階活版部の大組台、大刷機、ローリング機の周辺に集めて全職場合同の職場集会を開いた。他方会社側は午後５時過ぎ編集局、業務総局、工務局の職制ら約 150 名がカーキ色のジャンパーを着用し組合員が滞留している２階の現場に赴いた。これに対し組合員はシュプレヒコールを行ない、さらに職制らに対し、会社が「39.12.30 覚書」を撤回し一時金を払うなら、いつでもストは解除する。そのため直ちに団体交渉を開くよう会社幹部に働きかけを行なってほしい旨訴えた。その間、Ｂ19工務局長、Ｂ24工務局次長らは口頭で組合員らに退去を求め、さらに、「この状態では新しい年の最初の新聞ができませんので直ちに退去して下さい。」との貼紙を掲示した。

⑳　また、組合は全員職場集会と同時に活版部の出入口５ヵ所のうち食堂前入口と文選課キャスター室（自動モノタイプ）入口の２ヵ所と裏玄関にそれぞれ青年行動隊を配置しピケッティングにあたらせた。

Ｘ4は、午後５時６分ストライキ突入後、青年行動隊書記長および闘争委員として闘争委員会の決定と闘争委員長の指示に基づいて、一つの入口に青年行動隊員を４、５名ずつ配置してピケにつかせ、同人は当初食堂前活版部入口のピケについていたが、キャスター室入口でピケについていた青年行動隊員から「会社のピケ破りの動きがあるから来てくれ。」との連絡をうけたので、集会に参加している青年行動隊員４、５人を連れ午後５時 20 分頃キャスター室入口に赴いた。この時企画室員Ｂ36はキャスター室の方から組合員がローリング機のまわりに集まってくるのを見て、組合員の増加を防ぐため、キャスター室入口の封鎖を考え、Ｂ37係長、Ｂ38課長待遇、Ｂ28写真部長心得らとともに組合員をドアの内外から排除にかかった。この間組合員は約 20 名となり、会社側職制がこれを実力で排除しようとしたため、これに抵抗する組合員との間でもみ合いとなり、ドアを閉めることはできたが、この際Ｂ36企画室員は胸部を

強圧され、また組合員Ａ11は擦過傷を負うなど双方に負傷者がでた。

また、組合はピケ破りを防止するため 14～5 名で裏玄関前でピケッティングを張っていたが、午後７時頃会社職制と同じジャンパーを着用した「販売店の者」と称する数名とＢ39販売部長ら販売関係の職制数名がやってきて「納金にきたんだ。どけどけ」「ストライキなんかやめろ」と言ってピケ隊に体当りしてきた。連絡をうけてかけつけたＸ6とＸ4はピケ破りと判断し、ピケ隊員に「挑発にのるな」と指示するとともにスクラムを組んで「職制は暴力をやめろ」「覚書きを撤回しろ」とシュプレヒコールで対抗したが、彼らが「納金に行きたいので通してくれ」と繰返すので代表２、３名を通した。なお、この前後において裏玄関における職制らの通行は阻止されていなかった。

(21) 同月 31 日午後７時から会社と組合とは団体交渉をもった結果、会社は「39.12.30 覚書」を撤回し一時金を支給することとなった。そこで組合は午後８時 10 分ストライキを解除した。

会社、組合間に調印された協定書と覚書および確認書は次のとおりである。

「協定書」

株式会社東京新聞社と東京新聞労働組合は昭和 39 年年末一時金ならびに会社２提案について本日つぎのとおり協定した。

記

１．年末一時金について

⑴　支給額

基本給の 2.55 ヵ月分と一律 11,000 円の合算額とする。ただし休職者、欠勤者および途中入退社のものなどの特例者は夏期手当と同様の扱いとする。

⑵　計算期間

昭和 39 年６月１日より同年 11 月 30 日までとし、11 月 30 日在籍者に支給する。

⑶　支給期日

昭和 39 年 12 月 31 日に概算払いする。

２．会社２提案について

会社２提案の

⑴　常設協議会（仮称）の設置の協議

⑵　製作工程を円滑化するための改善（11 月 26 日会社より組合に提案した工務局新勤務ダイヤを含む）

以上の２項の原則について合意する。

昭和 39 年 12 月 31 日

株式会社　東京新聞社

取締役社長　Ｂ２

東京新聞労働組合

執行委員長　Ｘ１

「了解事項」

１．常設協議会（仮称）の設置については改めて双方協議する。

２．製作工程を円滑化するための改善については、つぎのとおり了解する。

(ｲ) 休憩時間は８時間勤務の中では１時間とする。従って原稿待ち、版待ち時間は休憩時間として認めない。

ただし、仕事のない場合は休んでもよい。

(ﾛ) 工務局新勤務ダイヤは昭和 40 年１月 10 日より実施する。

(ﾊ) 工務局新勤務ダイヤにより部分的に過勤料が減る分については、減らないように措置する。

(ﾆ) 作業終了後の手洗い時間は原則として 10 分を認める。

昭和 39 年 12 月 31 日

株式会社　東京新聞社

取締役社長　Ｂ２

東京新聞労働組合

執行委員長　X1

「確認事項」

本日の争議行為について労使双方は次の通り確認する。

組合から申入れのあった

１．組合に対する責任追及

１．賃金カット

の２点につき今後両者で前向きの形で話し合う。

昭和 39 年 12 月 31 日

総務局長　B7

書記長　X3

5　昭和 40 年春季闘争以前の労使関係

⑴　昭和 40 年１月５日 B3副社長は、恒例の賀詞交換会において「私の手元へ沢山の年賀状が社員諸君の間からもやってまいりましたが、そのうち一番私の胸を打った一通があります。これにはこう書かれています。『今年こそ、わが東京新聞社から不当労組運動を追放したいものです。東京新聞社は革命のレッスン場ではなく、ひたいに汗して働く場であるという健全思想を樹立させたいものです。』きわめて短い文句でありますけれども、この短い文句の中に、私は烈々たる愛社精神の発露を見い出したわけであります。」とあいさつし、あいさつ内容は同月 30 日付社報に登載され全従業員に配布された。

⑵　同月 23 日組合は、臨時組合大会を開催し、年末一時金闘争を総括し、会社が昭和 39 年年末に行なった不当労働行為の提訴問題や 40 年春闘の闘争方針を決定した。この際、会社は、昭和 37 年８月 11 日付の「業務に支障のない限り、勤務時間内の組合活動を認める。」との協定があるにもかかわらず、編集局社会部、工務局を中心とした組合大会代議員に対し時間内組合活動を承認しなかった。そこで、組合は組合大会の数日前から職場討議を行ない、有給休暇の残っている代議員にはこれを利用させ、あるいは時間内組合活動を承認されない代議員には、公休の組合員に代議員の代議員権を

委任させるなどして大会を成立させた。

⑶　また、この頃Ｂ９販売局長は、Ａ１２、Ａ１３、Ａ１４らの組合員に対し「組合に残っている限り、販売担当員にはさせられない。」と言った。なお、販売担当員は編集の外勤記者と同様に販売の第一線で働く花形であり、内勤者には販売員になる希望をもっていたものも多い。

⑷　２月 18 日組合は、会社に対し「会社が年末闘争のなかで一方的に停止したチェック・オフの即時再開、年末闘争における不当労働行為の陳謝」を要求し、そのなかで、組合は会社がチェック・オフを再開し、時間内組合活動に対する制限や、東従労には時間内活動を認めるという差別をやめ、不当労働行為を陳謝し、今後、これを行なわないことを約束するなら都労委に提訴することは考えなおしてもよい旨を会社に伝えた。これに対し会社側は３回にわたっての団体交渉の中で陳謝もしない、チェック・オフも再開しないとの態度であった。そこで、組合は、３月６日会社に対し「８日に都労委に救済申立てをする。しかし、今後会社が納得のいく態度をうち出せば、いつでも交渉に応ずる用意がある。」旨を通告するとともに３月８日、昭和 39 年４月から年末にかけて組合脱退工作等各種の支配介入行為があったとして都労委に救済申立て（都労委昭和 40 年（不）第 11 号事件）を行なった。同申立てに対し都労委は不当労働行為に該当する事実があったとして昭和 42 年９月 26 日付命令をもって

「１　会社は、東京新聞労働組合の組合員に対し、直接または間接の方法によって利益を供与して分派行動をとらせたり、組合からの脱退を慫慂してはならない。

２　会社は東京新聞労働組合からチェック・オフ再開の申入れを受けた時には、全面的な労働協約締結に努力する旨の覚書の同時調印を条件とせず、これを実施しなければならない。

３　会社は、勤務時間内組合活動の承認および会社施設の使用について、東京新聞労働組合の組合員を東京新聞従業員労働組合の組合員と不当に差別してはならない。

４　会社は本命令書の交付を受けた日から５日以内に社報または社報号外に本命令

書の全文を見易く掲載して、本命令書交付の日現在の全従業員に配布しなければならない。

5　会社は、第４項の命令を履行したときは、すみやかにその社報または社報号外を添えて、本委員会に文書で報告しなければならない。

6　その余の申立てを棄却する。」

との一部救済命令を発した。会社はこれを不服として昭和 42 年９月 29 日当委員会に再審査申立て（中労委昭和 42 年（不再）第 57 号事件）を行なったが、会社は同 43 年７月 29 日この再審査申立てを取下げたので上記初審命令は確定した。

なお、会社は初審命令に従いその全文を同 43 年７月 29 日付社報に掲載して中日新聞東京本社の従業員に配布している。

⑸　かくて昭和 39 年年末一時金争議に対する会社からの責任追及と賃金カットはなされないまま、同 40 年春闘を迎えることとなった。

6　昭和 40 年春季闘争

⑴　昭和 40 年春の賃上げについては、２月 27 日東従労から 4,800 円、３月８日有志会から 4,800 円プラスアルファ､そして組合からは３月 10 日一律 5,800 円調整分 500 円の要求がそれぞれ会社に提出された。これに対し会社は賃上げ要求には回答せず、上記各組合に対し「４月初旬をめどに中日新聞東京支社の取材部門と東京新聞社の取材部門を一緒にし、両社の編集局は共同して取材編集に当る。」との機構改革と配転計画を内示した。これに対し組合は、「38.12.27 協定」にもとづく事前協議協定による協議のための団体交渉を申入れ、交渉を重ねたが、会社は内示の時の提案内容を繰返すのみで組合との協議が整わないまま昭和 40 年４月５日、機構改革と配転を一方的に実施した。

なお、賃上げ要求時の組合員数はそれぞれ東従労が約 200 名、有志会約 40 名、組合約 600 名であった。

⑵　組合は、３月 25 日の団体交渉で会社に対して組合の賃上げ要求に対し３月 31 日までの期限付回答を要求したがその日までに何らの回答もなかったので、さらに４月６

日には同月８日までに回答を出すよう会社に要求した。これに対し会社は回答指定日の翌９日 1,650 円の第１次回答を行なった。

⑶　組合は第１次回答を不満として上積みを要求したのに対し、会社は４月 22 日、1,850 円の第２次回答を行なった。組合はこの回答を拒否した。会社は４月 30 日にいたり、東従労と有志会との団体交渉において賃上げ額を 1,850 円とし、配分は①一律分 1,100 円、②精勤手当 400 円、③査定分 200 円、④調整分 150 円とする第３次回答を行ない、両組合とも会社の第３次回答を受諾し賃上げ交渉は妥結した。

他方会社は、組合に対しては、この日は第３次回答は行なわず、５月５日新社屋へ移転後の同月７日に第３次回答を行なうと同時に「これ以上は絶対にだせない。」「第３次回答をのむ以外に団交をやっても意味がない。」と主張したので団体交渉は、物別れとなった。そこで組合は、翌８日からスト権確立のため全員投票に入り、５月 15 日賛成 85％でスト権を確立し、会社に再考を促したが、会社は第３次回答の内容での妥結を繰返すのみであった。そこでこれを不満とする組合は、同月 17 日午後４時から超過勤務拒否闘争に入った。

同夜Ｂ３副社長は各職場を歩き、発送職場で午後 11 時に作業を打切り超過勤務拒否闘争に入っていた組合員に「作業を中止するものは処分だ。」と言い、さらに２階工務局ではＸ３書記長や組合員に「仕事をしないものは処分だ。」「おれの気質を知らないのか。おれは断固やるぞ。」などと言った。この頃から職制は全員カーキ色のジャンパーとズボンを着用した。

なお、会社は５月５日の新聞休刊日を利用して現在の新社屋に移転したが、このとき会社の申出によって組合も移転作業に協力している。

⑷　組合は、５月 18 日から 19 日朝にかけて闘争委員会を開き、19 日午前 10 時から全面無期限ストライキに突入することを決定しストの態様について次のように決定した。

①　会社がロック・アウトを準備しているのでスト突入と同時に、２階工務局の一部で抗議集会を開きここに滞留し、団結の示威を行なう。

②　ピケは社屋の出入口５ヵ所のうち裏玄関１ヵ所だけにはり、就労しようとする第

２組合員たちに説得工作を行なう。それでも入ろうとするものは入れる。

③　組合事務所への通行を確保するため裏玄関から４階に通ずる階段と４階階段から組合書記局（闘争本部）までの通路に、組合員の一部を滞留させる。

④　２階の工務局への出入口５ヵ所のうち滞留場所にもっとも近い出入口２ヵ所から階段までに、組合員の一部を滞留させる。

⑤　スト破りや分裂工作をもち込み組合員を引き抜きにくるものに対処するため説得班を置く。説得班はＸ２を責任者とし、Ａ15、Ａ16、Ａ９、Ａ10などのベテラン記者を配置する。

⑸　闘争委員会は、5月 19 日午前９時 50 分、組合員に対し「５月 19 日午前 10 時以降、支局を含む組合員は全面ストに入れ」と指令するとともに会社に対スト通告を行なった。組合のスト指令によって、まず活版部にいた約 20 名の組合員がローリングをとり囲み、ついで 10 時 15 分頃には約 100 名の組合員がローリングおよび大刷機のまわりに集まった。そこでＸ１委員長およびＸ２副委員長は、続々とふえる組合員に対し、ストライキ指令を出すに至った経過の報告、闘争方針の説明やストライキについての注意を行なった。組合員らはこれに呼応して「団交を開け」「会社は誠意を示せ」などのシュプレヒコールを行なって気勢をあげた。また、組合はスト突入と同時に裏玄関から４階の組合事務所に至る通路、階段にもピケ要員を配置したが、これによって通行を阻止されたものはいなかった。

なお、会社に対するストライキの通告文書はＸ３書記長からＢ７総務局長に手交されている。

⑹　組合員の職場滞留によってローリング機の使用が不可能になったため、午前 10 時 30 分頃Ｂ３副社長、Ｂ７総務局長らは口頭や掲示によって組合員に対し退去するよう要求したが、組合員は「団交を開け」と応酬してこれに応じなかった。

他方、新聞製作業務については、夕刊第１版の４、５、８面は前日に大組が終っていたが、当日大組を行なうことになっていた１、２、３、７面は、これを 11 時頃からＢ40課長ら職制のみで行ない、第６面は全面広告とすることで作業をすすめた。そし

て午前11時から夕刊１版用４面より５、８面と順次ローリング作業が始まり、これと並行して、午前11時５分から当日組版された２、６、１、７、３面の順で大刷作業が進みそのままローリング作業に移ることになっていたが、ローリング作業は組合員のローリング付近の滞留によって作業ができなかった。そこで会社はローリング作業を開始するため、11時30分頃、庶務部次長待遇Ｂ$_{41}$、厚生部長Ｂ$_{42}$ら職制10数名がローリング付近の組合員を排除して扉を閉めようとしたところ、組合員との間にもみ合いとなり双方に負傷者がでた。そこで会社は職場滞留の状況から夕刊第１版の紙型がとれないと判断してＢ$_{3}$副社長の指示で大組の終った組版を日比谷の旧社屋に隣接する中日東京支社に運んで大刷およびローリングを行なった。

⑺　会社は、午後１時30分頃「東京新聞労組員およびその他の第三者は直ちに業務妨害をやめて全員社外に退去するよう要求します。」とのビラを組合員が滞留している場所およびその周辺に６枚貼付したが組合は応じなかった。

⑻　午後２時20分頃Ｂ$_{3}$副社長は全職制を４階大会議室へ集め「大刷機、ローリング機とその周辺を占拠している労組員を排除しなくてはならない。」と指示した。そこで約100名の職制がただちに大刷機およびローリング機周辺に滞留している約200名の組合員を押しのけ、次いでＢ$_{43}$活版部次長らが中心となって、台車（約150キロ）に組版を乗せ、その周囲を職制らが取囲んでこれを大刷機に近づけようとして、そこにスクラムを組んでいた組合員らを実力で排除しようとした。そのため混乱が生じた。このような状況になったのでＸ$_{1}$委員長は組合員に対し、後退を命じた。なお、その際委員長は、組合員からこの組版は古いものである旨つげられた。会社は結局職制らが確保した大刷機で２枚の大刷りをとり、ローリング作業はしないで引きあげた。この間のもみ合いで会社、組合双方に負傷者がでた。

なお、職制らによってとられた大刷２枚は新聞製作には使用されていない。

⑼　午後３時頃、会社は高輪警察署に対し事情を報告し、その結果、警察官が午後４時頃新社屋４階の役員室にきた。そこで、同警察官に対し、Ｘ$_{1}$委員長およびＸ$_{3}$書記長が「労働争議に不当に介入しないで、すぐ出ていってもらいたい。」と抗議したが警察

官はこれに応じなかった。そこで、X_1委員長、X_3書記長およびX_2副委員長らは情勢分析を行なった結果、①会社は説得の機会すら与えず実力行使をしているので、このままでは組合側の負傷者がふえる。②警察官が社内に待機している。③会社は暴力事件に藉口して警察の介入を依頼するようである、との判断のもとに、X_1委員長は組合員に対しローリング機付近から壁ぎわに下がるよう指示して滞留の体形を変更した。ついでX_3書記長は、B_{19}工務局長に会って会社側に暴力行為があったと抗議するとともに団体交渉の開催を申入れたが拒否された。会社は、組合の滞留体形の変更によって包囲のとけた大刷機とローリング機一台を使用し、組合員の労働歌の合唱やシュプレヒコールの中で５月 20 日付朝刊の作業を始めた。

⑽　青年行動隊書記長および闘争委員であったX_4は、20 日午前６時頃闘争委員会の決定と闘争委員長の指示に基づいて、青年行動隊員 10 数名を指揮して会社の表玄関、２階活版部の窓ガラスおよびエレベーターなどに抗議のビラを貼付した。ビラの内容は「食える賃金をよこせ」「会社は暴力行為をやめろ」「団交を開け」「警察官導入反対」などであった。

なお、貼付されたビラは、貼付後間もなく会社側がはがしたり、また、後日争議収拾後に組合員の手によってはがされた。

⑾　５月 20 日午前６時 55 分会社は、組合に対し午前７時からロック・アウトを実施する旨通告し、午前７時以降組合事務所と裏玄関から事務所へ通ずる通路以外の社屋から組合員と第三者全員に対して立退くよう要求した。会社はその直後から午前 11 時頃にかけて１時間に１、２回職制および販売店関係者らが滞留中の組合員を排除しようとしたため、混乱となりX_2副委員長をはじめ、組合員A_{17}、同A_{18}らが負傷した。そこで、会社は警察に出動を要請しその結果、約 200 名の警察官が導入されたため、組合は正午頃組合員を社外に退去させた。この際X_1委員長とX_3書記長は住居不退去罪の現行犯として逮捕され、同月 22 日まで約 50 時間拘留された。

なお、同人らは翌 41 年２月不起訴処分となっている。

⑿　会社は、本件争議当時 19 日付夕刊は１、４、５、６の各版の製作を予定していたが、

この争議のため４版製作は維持できず、１版にあたる早版と５版を製作したのみであった。このため朝刊と夕刊の記事の重複や新しいニュースの欠落が生じたり、遅配、欠配となった地域もあった。また、５月 20 日付朝刊は、遠隔地用Ａ版と都内近県用のＢ版の統合によってＡ版の放送番組をＢ版にあてたり、14 頁建を 12 頁建に減頁するなどの措置がとられた。

⒀　５月 22 日会社は、東京地方裁判所に対し組合員の社屋立入禁止の仮処分を申請し、他方組合は本争議解決のため当委員会にあっせん申請を行なった。当委員会は同月 25 日労使双方を招致して「事態をこのまま放置することは労使双方にとって不幸であるのみならず､新聞事業の性質にかんがみ､社会的にも好ましくないと考えられるので、労使双方は直ちにストライキおよびロック・アウトを解き、平和的な方法によって本争議を速やかに収拾するよう誠意をもって努力されることを期待する。」との勧告を行なった。

そこで同月 26 日団体交渉が再開され、組合は同月 28 日にスト解除指令を発した。その後同月 31 日の団体交渉で会社は、①賃上げ回答 1,850 円のうち査定分 200 円については、100 円を一律支給とする。②就労は一斉就労とし、就労の前日に特別に有給休暇を１日与える旨の解決案を提示し、組合は６月１日これを受諾して賃上げ争議は一応解決した。

⒁　X_1ら６名の懲戒処分

会社は、昭和 40 年７月 30 日付でX_1ら６名に対し、会社従業員就業規則第 68 条第１項第４号、５号、９号および 10 号の懲戒規定に該当する行為があったとして、X_1、X_2、X_3、X_4に対し懲戒解雇、X_5、X_6の両名については懲戒休職３ヵ月の処分を行なった。その処分理由はつぎのとおりである。

６名に共通の理由	１．昭和 39 年 12 月 31 日、会社（移転前）２階ローリング作業場に侵入し、業務妨害をともなう違法な争議行為を企画、決定、指令したうえ、自らも卒先実行し、会社の制止を無視して違法な争議行為を継続し会社に多大の損害を与えた。 ２．昭和 40 年５月 19 日から翌 20 日にかけて、会社（移転後）２階ローリング作業場において、１と同様な違法行為を行ない会社に多大な損害を与えた。
Ｘ４に対する付加理由	３－１　39 年 12 月 15 日午後６時頃、就業中の編集局職場でプラカードをもってデモを行ない、マイク放送をした。 ３－２　同月 26 日午後２時 30 分頃無許可で職場を放棄して職場懇談会を開いた。 ３－３　同月 31 日午後５時 20 分頃、会社活版部キャスター作業場入口で会社職員の通行を実力で阻止し、Ｂ３６企画室員に暴行した。 ３－４　同日午後６時頃、会社裏出入口で新聞代金支払のため来社した販売店関係者の通行を実力で阻止した。 ３－５　40 年５月 20 日、会社の表玄関その他会社施設にビラ多数を貼った。
Ｘ５に対する付加理由	Ｘ４に対する付加理由３－１と同じ。
Ｘ６に対する付加理由	Ｘ４に対する付加理由３－４と同じ。

7　中日への営業譲渡

⑴　会社は、前記２の⑴認定のとおり、昭和 38 年 11 月 20 日、中日と資本および業務両面の提携を行ない、その後中日は「東京新聞」を「中日新聞」「中日スポーツ」「東京中日新聞」「北陸新聞」とともに「躍進する中日グループ」の一つとして位置づけることになった。同 40 年５月会社は新社屋に移転し、輪転機、自動モノタイプその他の設備を更新し、紙面を刷新するなどして経営の合理化をすすめたが、同 40 年後半から同 41 年および同 42 年にかけて、その赤字は月額５千万円を突破して資金繰りに窮していた。しかし、これらについては中日の融資その他によりおぎなっていた。

会社は、昭和 41 年 11 月、資本金を 10 億円から 15 億円に増資し、増資分５億円の

全額を中日が負担した。このことにより、会社の株式15億円中11億円を中日が取得するに至った。また、会社は中日から四次にわたって総額16億円、さらに東海銀行から２億円の融資を受けたが、業務提携前の38年10月末における果積欠損金７億４千万円は、同42年３月末決算では25億２千万円に達し自主経営は困難となった。

⑵　そこで、会社は、昭和42年８月28日の臨時株主総会において中日に対し、日刊新聞紙「東京新聞」に関する営業を譲渡することを決議し、翌29日には会社と中日との間で営業譲渡契約書が調印された。この結果、上記営業に関する資産および債権、債務は同年産月１日をもって中日に譲渡された。

なお、中日は営業譲受けに際し、後記の事情によって会社を退職する者の退職金および賞与の支払分として「のれん代」という名目で会社に対し３億円を支払っている。

⑶　営業譲渡にともなう従業員の処遇については、営業譲渡契約書第12条により「中日は、東京新聞社と東京新聞社の従業員間に締結された労働契約はこれを承継しない。但し、中日は、東京新聞社の従業員にして中日への入社を希望する者については、中日の基準に従って中日の従業員として本譲渡契約効力の発生の日をもって新規採用するものとする。この場合新規採用の労働条件は中日の就業規則によるものとする。」と協定されていた。このとりきめに基づいて東京新聞社の従業員940名（うち東京新聞労働組合の組合員120名）は中日への入社に関する諸手続を済ませ、昭和42年10月１日付をもって中日に採用されている。

X_1、X_2、X_3、X_4の４名も中日への入社を希望して入社申込みを行なったが、中日は同人らはすでに会社から解雇され、営業譲渡時において会社との間に労働契約が締結されておらず、当時新聞発行業務にも従事していなかったものであり、「営業譲り受け契約調印時、東京新聞社と労働契約を結び新聞発行業務に従事しているもので、東京新聞社を円満に退社し、中日新聞社に入社を希望、中日新聞社の事業に協力の意志を持つものを対象とする。」旨の採用基準に該当しないとしてX_1ら４名は中日から入社を拒否されている。

⑷　初審都労委における審査は当初都労委昭和41年（不）第40号事件として申立人東

京新聞労働組合ほかX1ら６名と被申立人株式会社東京新聞社の両当事者間の事件として審査されていたが、組合およびX1ら６名は昭和 43 年５月 28 日、中日を被申立人に追加する旨の申立てを行ない、これに対し、都労委は同年６月 12 日中日を当事者に追加する旨決定した。

⑸　また、昭和 43 年９月 28 日組合およびX1、X2、X3、X4の４名は上記申立てについで、中日を被申立人として「１．中日はX1ら４名を 42 年 10 月１日付で雇入れ、40 年７月当時の東京新聞社における同人らの原職相当職に就労させること、雇入れの日から就労の日までの間に同人らが受くべき賃金相当額を支払うこと。２．誓約書の交付および掲示。」を求める救済申立て（都労委昭和 43 年（不）第 58 号事件）を行なった。これに対し都労委は、41 年（不）第 40 号事件に関して中日を当事者として追加して審査を進めたのであるから、43 年（不）第 58 号事件において求める救済内容と 41 年（不）第 40 号事件の救済内容は一致することになり、同一の救済内容を二重に請求した場合は、後になされた申立ては許すことができないとして 43 年（不）第 58 号事件を却下している。

８　東京地方裁判所の仮処分の決定

再審査申立人X1、X2、X3、X4、X5、X6ら６名は東京新聞社を相手方として東京地方裁判所に地位保全の仮処分を申請し、昭和 44 年 10 月 18 日同地裁は、X1、X2、X3、X4ら４名は東京新聞社に対して労働契約上の権利を有することを仮に定めるとの決定をした。また、同時にX5、X6の懲戒休職処分は懲戒権の濫用であるとして無効である旨の決定がなされた。

なお、上記事件は現在東京高等裁判所に係属中である。

以上の事実が認められる。

第２　当委員会の判断

１　当事者の主張

⑴　会社および中日の主張

会社は、X1ら６名の処分理由は、①昭和 39 年 12 月 31 日および昭和 40 年５月 19、

20 日両日のローリング機占拠（職場占拠）行為、②昭和 39 年 12 月 31 日の旧社屋裏玄関およびキャスター室入口のピケッティング、③昭和 39 年年末の職場内デモ行為、④同無許可職場懇談会開催および、⑤昭和 40 年５月のビラ貼付行為等の違法不当な行為を同人らが企画、指導、実行したことによるものであるが、初審判断が②の前段および③④⑤についてこれらは、いずれも正当な組合活動の範囲を越えたものではないとしていることは事実を誤認し判断を誤ったものであって、結論として同人らの懲戒処分は不当労働行為に該当しないと主張する。

また、中日は、初審都労委が中日を当事者に追加し、中日には不当労働行為の事実も責任もないと認定しながら、その中日に対してX_1ほか３名を救済すべき義務を負わせた点において、初審命令は法律の解釈を誤り、不当であると主張する。

⑵ 組合の主張

組合は、初審判断中、①昭和 39 年 12 月 31 日の旧社屋２階工務局における職場滞留および昭和 40 年５月 19 日午前 10 時頃からの新社屋二階工務局における職場滞留について、これらはいずれも職場滞留の意図がローリング機などの使用を実力阻止するにあったと断定したこと、②会社と中日との企業の実質的同一性に基づく中日の不当労働行為責任を見落し、営業譲渡前の賃金および退職金の遡及支払いについて会社にのみこれを命じ、中日の責任を否定していること、③中日に対する別個の救済申立てを却下したこと等についての判断はいずれも失当であり、また、初審命令主文第４項において、組合が会社に対し陳謝文を交付することを条件としていることは違法である。と主張する。

以下、それぞれの主張について判断する。

２ 本件発生の背景となった労使事情について

⑴ 前記第１の２認定のとおり、会社は、新聞業界の競争が激化するにともない、次第に業績が悪化したので、昭和 38 年 11 月 20 日、会社再建のため中日から出資を受けるとともに業務の提携を行ない、社長、副社長をはじめとして取締役 15 名中９名を中日から迎えいれ、再建５年計画を樹立し、業務全般にわたる合理化を進めることにな

り、同年 12 月 6 日には組合とも人員整理を行なわない等を骨子とする「３条件」を確認しあい、その結果労使関係は順調に進展するかにみえた。

しかるに、翌 39 年に入り、さらに会社経営上の主要な役職が中日系によって占められるにいたり、労使関係は急速に悪化の途をたどるにいたった。

すなわち、①局部長の大巾な人事異動による新体制が確立され、工務局長、人事部長などが中日系の者によって占められたこと、②その後、組合と会社との団体交渉が形式化し、組合から不信を買うようになったこと、③会社は、昭和 38 年 12 月 27 日協定の事前協議制を無視して建頁 12 頁から 14 頁への増頁を一方的に実施したこと、④会社は、従来の労使慣行となっていた職場交渉に応ぜず、職場内における時間内組合活動を制約したこと、⑤前記第１の３の⑵の①ないし④認定のとおり、39 年春闘時においては工務局を中心として職制らによる一連の反組合工作が行なわれていること、等にみられるように、会社の態度は組合を著るしく刺激し、会社は、組合と対抗的な姿勢をとるようになった。このような労使関係のなかで組合は上記一連の会社の組合対策を「中日資本の下での組合攻撃」として認識するようになった。事実、39 年年末一時金闘争時における会社の組合対策については前記第１の４の⑶認定のとおり、副社長が中日の会議に臨むためにその方針を練っていることからみても会社の組合対策の方針は中日の承認のもとに行なわれていることが窺いうるのである。

⑵　中日系のＢ$_{19}$が工務局長になってからは、組合の中核的勢力をもつ工務局を中心とした会社職制らの組合員に対する組合脱退工作がはげしく行なわれた。そして遂に 39 年 12 月 17 日組合の分裂が起り東従労の結成をみるにいたったが、その結成大会への出席者に対して会社は勤務時間中の職場離脱を黙認して便宜を与え、他方 12 月 26 日に配布した社報には組合の執行部を批判し、同執行部が“ある党”に踊らされているような表現を使って、良識ある従業員はそのような外部の責任をもたない者の扇動にのってはならないとして組合執行部と組合員との離反を意図するような文章を掲載した。

⑶　昭和 40 年に入ってからも前記第１の５認定のとおり、１月５日の賀詞交換会にお

いてＢ３副社長はその挨拶のなかで暗に組合の執行部を批判する等、会社の組合に対する前記のような態度はそのまま維持強化され、前年からの組合に対する支配介入問題および年末闘争における労使間のしこりは 40 年の春季闘争のなかで再燃するにいたったものと認められる。

3　昭和 39 年 12 月 31 日の工務局作業所の占拠について

⑴　組合が 12 月 31 日午後５時頃から同日午後８時過ぎ頃まで二階工務局の大組台、大刷機、ローリング機周辺で職場集会を行ない、会社からの退去要求を無視して滞留したことは前記第１の４の⑲認定のとおりである。

⑵　同年 11 月９日組合が一時金の要求を提出して団体交渉に入ったところ、会社は同年 11 月６日の会社側提案すなわち、常設協議会を設置して、賃金以外の労働条件はここで話し合い、一方が禁止すれば、その内容は公開しないという提案および新勤務ダイヤ編成についての提案の２提案を受諾しなければ一時金の最終回答を年内に行なわないという方針で組合に臨んだ。この方針は中日の承認のもとに行なわれていることが窺われる。

組合は、この２提案と一時金は同時解決でなければならないという会社の態度に反対し、12 月７日以降時限スト、部分スト、指名ストを行ない、12 月 24 日には都労委あっせんを申請し、争議解決をはからざるを得なくなった。しかし、会社はそのあっせんにも応じなかった。

しかして、上記会社の２提案については、まず協議会の内容の非公開は団体交渉権を制約するものというべく、また、新勤務ダイヤの編成も前記第１の２の⑶認定の会社と組合との協定の趣旨にてらし組合と十分な事前協議を行なうべき問題であってこれらを年末一時金支給の条件とした会社の態度は妥当なものとはいえない。

しかも、その間、前記第１の４の⑸、⑹、⑻認定のとおり、会社の組合に対するチェック・オフの廃止通告等にみられる背信行為、職制による反組合的言動、さらには東従労が前記２提案を受諾したことにより会社は直ちに年末一時金を支給したこと等の諸事情が認められ、その上、組合は時期的にも年末ぎりぎりまで追いつめられた

状態にあった。

⑶　前記第１の４の⑭認定のとおり、この局面打開のために 12 月 29 日Ｂ３副社長と組合中央闘争委員３名のトップ会談がもたれたのであるが、この会談について会社は、「事態収拾のためいわゆるトップ会談を行なって争議終結の合意に達し、合せて双方争議に関する責任は追及しないとの了解が成立し、これに基づき会社側が覚書案を作成提示したところ、組合が右了解に反して態度を急変し、突如一方的に本件作業所占拠の挙にでたもの。」であると主張する。

しかし、Ｂ３副社長の供述からみても、上記会談においては相互責任不追及の点についてまで組合の代表者が了承していたかは疑わしく、むしろ組合としては、会社の慣行や協定無視の不当な提案および措置などについてなお強い不満をもっていたが、この際は会社の不当労働行為責任追及の争いは別にして、当面会社の２提案を含め会社の第２次回答を受け入れてさし迫った年末一時金問題の解決をはかろうとしたものとみるのが相当である。

したがって、これらの諸事情からみて上記の相互責任不追及の覚書の調印を組合が拒否したとしても無理はない。

⑷　工務局における本件職場滞留は前記⑵ないし⑶の諸事情のもとに、会社の態度に対抗して、組合は、新聞製作工程上のポイントである工務局において合同職場集会を開き、あわせて元旦号朝刊作業の就労者を説得し、その不就労を狙ったものと認められる。

しかして、組合は、相互責任不追及の覚書の調印を拒否し、その白紙撤回について会社に再考を促し、スト通告を午後４時に行なっているにもかかわらず、団体交渉が再開された午後７時までの３時間、会社は作業を断念しながら、団体交渉をもつことについても何らの措置も講じていない。

結局、その後再開された団体交渉により、会社は相互責任不追及の覚書を撤回し、前記第１の４の(21)認定のとおりの確認事項により闘争は解決したのであるが、その確認事項のなかで会社は組合の責任追及等については前向きに話し合うことを約し

ており、組合がストライキを解除し、職場滞留を解いた午後８時すぎには組合員は職場に復帰し、元旦号朝刊 11 版の作業を行なっている。

⑸　前記⑵ないし⑷の諸事情を考慮すると、本件職場滞留は会社が一時金の支給につき年末のさしせまった時点において労使間で十分協議すべき事項を一時金の解決条件として組合に不当に押しつけようとしたこと、さらには、突然相互責任不追及の覚書の調印を求めたことにより惹起されたものというべく、このような会社側の態度、措置に促されたものであってみれば本件職場滞留の態様に若干の問題があったとしても、これをもって直ちに正当な組合活動の範囲を逸脱したものとは認められない。

⑹　なお、会社は、①大刷り作業を断念したのは衝突回避のためであること、②そのため朝刊 10 版を欠版する等の事態を招いたものであることを主張する。

しかし、①については、当時工務局を中心とする約 600 名におよぶ組合員がストライキに入っていたのであるから、会社が新聞発行について十分な体制を確保できたかは疑わしく、組合員が大刷機などの周辺に滞留したため、会社が作業を断念したものとは認められない。②については、植字課についてみてもその従業員中組合の組合員が圧倒的多数を占めている状況下において、果して会社が大組み作業要員を確保できたかは疑わしい。

したがって、会社の主張についてはいずれもそのまま認めるわけにはゆかない。

４　昭和 39 年 12 月 31 日の争議行為に随伴するピケッティング等について

⑴　キャスター室入口のピケッティングについて

組合は、前記合同職場集会を効果あらしめるため、文選課キャスター室入口などでピケッティングを行なったのであるが、ここでＸ４らとＢ３６企画室員ら会社職制との間にトラブルがあり、その際労使双方に負傷者をだしていることは前記第１の４の⑳認定のとおりである。

しかし、上記ピケッティングは会社側職制の通行を阻止したものとは認められず、しかもＸ４らと会社職制とのトラブルは会社職制らが組合員が集会に集まってくるのを阻止するため実力をもってキャスター室入口の扉をしめようとしたことからおこ

ったものであるから、会社として、X4らの行為につき組合活動としてゆきすぎがあるとして問責することはできない。

⑵　会社裏玄関入口のピケッティングについて

前記第１の４の⑳認定のとおり、X4、X6らが職制や販売店関係者を社内に入れるかどうかについて会社裏玄関入口でトラブルがあったが、これは当時X4らが納金に来社したとする数名の販売店関係者らの服装が会社職制と同じジャンパーを着用していたことからピケ破りと誤認したところにその原因があったものと認められる。その後組合は同人らの代表を通していることからすれば、若干のトラブルが生じたことをもって直ちに正当な組合活動の範囲を逸脱したものとは認め難い。

⑶　時間内組合活動について

①　前記第１の４の⑺認定のとおり、X4、X5両名は12月15日午後６時から組合の一時金問題報告集会を開催するため、携帯マイク等を使用して集会参加を呼びかけて、編集局内を巡回したが、争議時僅かの時間かかる行為をしたからといって、前記のとおり年末という急迫した諸事情を考えるとき、また、従来編集局内など雑音の多い室内では組合による携帯マイクの使用は黙認されていたこと前記第１の４の⑺認定のとおりであるので、X4、X5両名の行為をとりたてて問題とするほどのものとは認め難い。

②　X4が12月26日無許可で職場放棄し、職場懇談会を開いたとすることについては、前記第１の４の⑽認定のとおり当時X4自身指名ストに入っており、また、この懇談会はストライキ権確立後の争議手段として組合闘争委員会の指示にもとづいて行なわれたものであるから、これをもって会社が無許可で職場を放棄したものと問責するのは筋違いである。

なお、会社は職場懇談会を開いた時間帯が作業時間に喰い込んでいたと主張するが、X4の所属する文選課の職場懇談会は前記第１の４の⑽認定のとおり、一斉休憩時間に行なわれているものと認められる。かりに会社主張のとおりであるとしても急迫した争議状態のもとになされているのであるから、会社の対組合態度を併せ考

えると、この程度の組合員の行為を会社が問責しえないこともまた当然である。

5　昭和 40 年５月 19 日および 20 日における工務局の占拠について

⑴　前記第１の６の⑸～⑼認定のとおり、約 200 名の組合員が、昭和 40 年５月 19 日午前 10 時頃から新社屋二階工務局のローリング機、大刷機の周辺に滞留しはじめ、その後会社からの再三の退去要求を無視し、遂に会社のロック・アウトの通告、警察官の導入によって退去するまで 26 時間に及び滞留していたことが認められる。

このように組合が前記昭和 39 年 12 月 31 日の工務局占拠に増して強い戦術を行使したことについては、その背景として会社の反組合的行為およびチェック・オフの停止、時間内組合活動等についての協定違反の行為が依然としてつづいたこと、東従労、有志会とはいち早く賃上要求について妥結し、他面多数組合である組合との団体交渉は、会社がこれをひきのばしていたこと、組合員のなかから脱退者がつづくおそれがあったこと等の諸事情が認められる。

⑵　組合は本件職場滞留について、つぎのように主張する。

①　二階工務局作業所を排他的に完全に占拠するという方針ではなかったから、㋑組合員がピケを兼ねて滞留した場所は部分的な範囲に限定されていた、㋺ピケッティングの方法についても、団結の示威を背景に説得はするが、説得しても就労の意思を放棄しないものは通した、㋩事実裏玄関や工務局の出入口、通路等では説得もゆるやかで、組合員以外の者も自由に通行することができた。

②　会社側が組版をのせた台車を大刷機に近づけようとしたのは一度だけであり、しかも「古い組版」をのせて組合側を挑発するだけが目的であった。

結局、組合としては会社の正常な作業を実力で阻止したことは一度もないのであって、暴力行使はいずれも会社側からなされたものであると主張する。

⑶　しかしながら、前記第１の６の⑸ないし⑾認定のとおり、①職場滞留が会社の警告を再三無視して午前 10 時から翌日にかけて 26 時間にわたって行なわれ、事実上非組合員による作業を妨害する結果を招来し、会社側が作業を断念していること、②会社が組版をのせた台車を大刷機に近づけようとした際、組合員はこれを妨害し、阻止し

ようとしたこと、③会社側の者と組合員とがローリング機周辺などで何回か小ぜりあいを起し双方に負傷者がでたこと、等から考えれば組合員多数による長時間に及ぶ職場滞留は単に団結の示威による説得の範囲をこえ、会社側によるローリング機などの使用を阻止しようとする意図のもとに行なったものと認めざるを得ない。

もっとも、本件職場占拠については、

① 昭和 40 年５月 19 日会社が大刷機にかけようとして台車にのせてきた組版については、当時組合において、それがニセ版であることを看破していたか否かは疑問であるが、他方会社の主張するようにそれが当日の夕刊の分であり、会社は真にそれらの大刷機やローリング機を使用する意図があったものとは認められず、むしろ当時の状況からみて組合に対する挑発的行動と認められること。

② ローリング機周辺における小ぜりあいで双方に負傷者がでたことについては、むしろこれは会社側の者が積極的に組合員を実力で排除しようとしたことに起因するものであるといえることからみれば、組合側のみの責任とは認められず、しかも双方から告訴されたケースは１件もないこと。

③ 警察官が社内に入った後、組合は大刷機、ローリング機の周辺から壁ぎわに下がり滞留体形を変更したので、その後は組合員の労働歌の合唱やシュプレヒコールのなかではあっても会社側は朝刊の作業にとりかかることができたこと。

④ X_1、X_3の両名は 40 年５月 20 日住居不退去のかどで逮捕されたが、同月 22 日釈放され、その後業務妨害などの嫌疑で取調べを受けたこともなく、不起訴となっていること。

等の諸事情が認められる。これらの諸事情と前記第２の２の⑵、⑶判断の通りの工務局における支配介入行為、また、前記第２の５の⑴判断のとおりの窮迫した状勢等の背景的諸事情からみて、会社にもその責任の一半があることを否定することはできないのである。

また、本件職場滞留については上記の諸事情により多数の組合員がその行動にでたものであって、単にX_1ら執行部の企画、指導にのみよるものではないと認められる。

したがって、本件職場占拠につき会社が一方的にX1執行部の責任を追及し、懲戒処分の理由とすることはできないものといわざるをえない。

6　昭和40年5月20日のビラ貼付について

前記第1の6の⑽認定のとおり、X4は青年行動隊員10数名と5月20日会社の正面玄関エレベーター等のドア、窓、柱等にビラを貼付しているのであるが、ビラの内容、貼付の態様、本件争議時の状況等の諸事情を考慮するとき、この程度のビラ貼付行為をもっていまだ正当な組合活動の範囲を逸脱したものとは認め難い。

7　本件懲戒処分と不当労働行為の成否について

ところで、会社が本件懲戒処分の理由として挙げている「6名に共通の理由」の2にいうところの昭和40年5月19日から翌20日にかけての職場占拠には、若干問題があるにしても、その他の解雇理由は前記第2の3、4、6判断のとおりいずれもいまだ正当な組合活動の範囲を逸脱したものとは認められない。しかも、この職場占拠についてみても前記第2の5判断のとおり、X1らのみにその責任を追及しうる根拠は認められない。にもかかわらず、会社がいちがいにX1ら組合役員6名になした懲戒処分は、結局のところ、X1ら執行部を嫌悪する会社が組合幹部を企業外に排除し、組合の組合活動に打撃を与え、組合を弱体化することを意図してなされたものといわざるをえない。

したがって、本件X1ら6名の懲戒処分は不当労働行為に該当するとした初審判断は結果において相当である。

8　本件不当労働行為と中日の責任について

前記第1の2の⑴および第1の7認定のとおり、会社は、中日との業務提携後はその全株式の6割を中日に占められるにいたり、また、会社の役員についても社長、副社長をはじめ役員の5分の3は中日系の者によって占められるにいたった。さらにその後における会社の業務ならびに資金､調達の実際についてみても中日に大きく依存している。これらを総合すれば、会社は実質的には中日の管理ないし支配のもとに運営されていたものと認められる。このことは、前記認定のとおり対組合対策についてもあらわれており、とくに、42年の営業譲渡直前において会社は中日に総額16億円の負債を負い、ま

た、38 年の業務提携時の会社の負債７億円余は 42 年営業譲渡時においては 25 億円に達していたこと等の諸事情からみて、人事、経理、労務管理などの面で会社の独立性は漸次失なわれていったものと認めざるをえない。

38 年から 42 年にいたる上記のような状況の中で 39 年の工務局を中心とする支配介入行為があり、これを契機として組合の分裂がおこり、翌 40 年に本件不当労働行為が発生しているのであるから、中日は、これと全く無関係とはいえず、本件不当労働行為についてその責任なしとはいえない。

また、営業譲渡に際し当時の東京新聞社の従業員で中日への採用を申入れた者については、懲戒３ヵ月の休職処分を受けた本件X_5、X_6をふくめて例外なく全員採用されていることからみても、営業譲渡契約ならびに組合と会社との営業譲渡に伴う従業員の採用等に関する協定に基づき、厳格な採用の許否を中日が行なったものとは到底認められない。したがって、X_1ら４名も当時中日への採用を申入れているのであるから、本件解雇処分を受けていなかったとすれば同人らも会社を円満に退職し、中日へ採用されたであろうと認められ、これに反する特段の事情もない。

したがって、X_1ら４名につき原職復帰を命ずるについては、同人らの原職は既に営業譲渡後中日に移っているのであるから、中日はその時点から本件不当労働行為の救済につき責任を有するものと言わざるをえず、中日は同人らに 42 年９月中日が東京新聞社の従業員を採用する際にとったと同様の手続をとる機会を与え、その手続が履行されるときは同人らを営業譲渡の時期に遡及して採用したと同様の状態を回復させるべきである。

9　本件不当労働行為の救済について

本件初審命令主文第４項は組合から会社あての陳謝文を交付するのと引換えに会社から組合あてに陳謝文を交付することを命じている。

しかし、その陳謝文の内容だけからみても、本件不当労働行為の救済として妥当なものとは考えられないので、この部分は取消しを免れない。

また、前記第１の７の⑸認定のとおり、初審都労委は昭和 43 年（不）第 58 号事件の

救済申立てについてこれを却下したが、58 号事件の申立は、都労委昭和 41 年（不）第 40 号事件および中日を当事者に追加した後における救済内容を、更に明確にするとともに一部変更を加えたものであるので上記申立てを却下する必要はなかったものと考えられる。

なお、組合は、本件不当労働行為の救済として陳謝文、誓約書の交付および掲示を求めているが、諸般の事情からみてその必要はないものと考える。

以上のとおり、初審命令主文第４項および第５項を取り消すほか、各再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条、同第 27 条および労働委員会規則第 55 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 47 年 11 月 1 日

中央労働委員会

会長　石　井　照　久